

給与支払報告書の提出について

提出期限：平成31年1月25日(金)

※法定提出期限は1月31日(木)ですが、上記期限での御協力をお願いします。

1 提出の必要がある方（下記の①と②に該当する方）

①平成30年中に労働の対価として給与等の支払いがあった方

年の途中で退職した方、専従者、パート、日雇い、アルバイトの方等も対象です。

②平成31年1月1日現在、佐伯市に住んでいる方

1月1日時点で住民票が佐伯市以外であっても、実際は佐伯市に住んでいる方の方は、佐伯市へ提出してください。

1月1日時点で住民票が佐伯市であっても、実際は佐伯市以外に住んでいる方の方は、居住している市へ提出してください。

2 提出方法

紙の報告書で提出する方法のほかに、インターネットを利用したeLTAX（エルタックス）での提出、または光ディスク（CD、DVD）で提出する方法があります。

※eLTAX（エルタックス）による提出の場合、事前に利用届出の申請が必要です。

詳しくは一般社団法人 地方電子化協議会のHP（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

※光ディスク等による提出の場合、事前に承認申請書及びテストデータの提出が必要です。

詳しくは、下記問合せ先までご連絡ください。

3 提出するもの

① 総括表

提出人数、内訳、市県民税の徴収方法を明記の上、先頭につけて提出してください。

11月末日に各事業所へ送付を予定していますが、届かない場合はご連絡ください。

※事業所独自の総括表を使用する場合でも、佐伯市の様式を添付して提出をお願いします。

※退職者・乙欄以外で、雇用や給与の形態等により普通徴収を選択する場合には、普通徴収総括表の下部分の「普通徴収理由内訳書」に必ず記入してください。

② 給与支払報告書（1人につき2枚）

市町村提出用（4部複写の上から2枚）を提出。源泉徴収票（4枚目）は本人に渡してください。

必ず新様式（A5サイズ）で提出してください。（裏面参照）

③ 仕切り紙

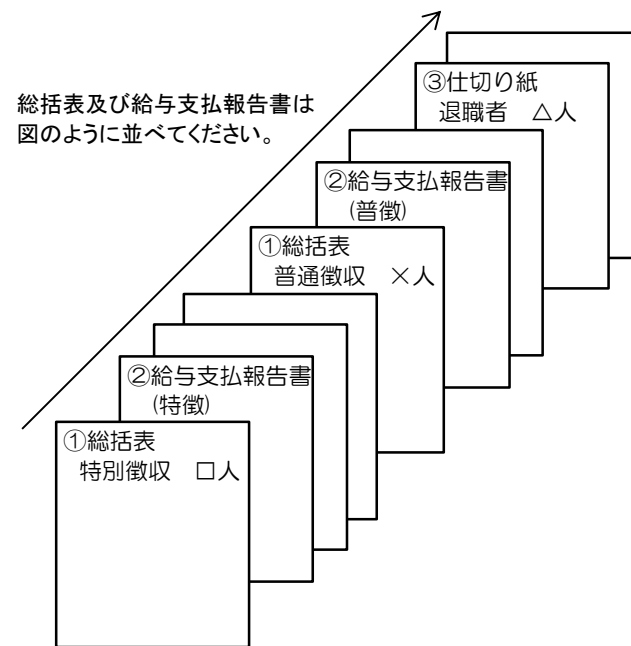
普通徴収の内、退職者・乙欄・専従者を仕切るため、途中に差し込んでください。

4 特別徴収について

大分県及び県下全市町村では、法令遵守と納税の利便性の観点から、平成26年度より給与所得に係る住民税（市県民税）の特別徴収（給与引き去り）の適正実施に取り組んでいます。平成31年度につきましても引き続き特別徴収の実施に御協力をお願いいたします。

5 個人番号（マイナンバー）と国税庁法人番号の記載について

給与受給者の個人番号及び扶養親族等の個人番号の記載が必要です。また、給与支払者は個人事業主等の場合は個人番号、法人の場合は国税庁法人番号の記載も必要ですので、忘れずに記載をお願いします。



【問合せ先】

佐伯市役所 課税課 市民税係

TEL：0972-22-4501

